

「使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項第5号の規定に基づき主務大臣が認める場合を定める告示の一部を改正する告示案」に対する意見公募の結果について

令和8年5月15日
経済産業省製造産業局自動車課
環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

「使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項第5号の規定に基づき主務大臣が認める場合を定める告示の一部を改正する告示案」について、令和8年3月18日から同年4月16日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については別紙のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	なぜ利息を受け取らなかった場合のみ規定し、預託金の元本を受け取らなかった場合について規定しないのか？	使用済自動車の再資源化等に関する法律上、再資源化等預託金(以下この欄において「預託金元本」という。)は、特定再資源化等物品の再資源化等に充てるために再資源化等に先立って請求する位置づけであるため、自動車製造業者等は預託金元本の全額を請求し、それを受けて資金管理法人が同額を払い渡すことを前提とした法律構成としています。したがって、預託金元本を受け取らない場合は規定しておりません。
2	一、告示改正の必要性について 現行制度において剰余金の使途として「資金管理法人・情報管理センターの業務に必要なコストに充当」という規定が既に存在する。辞退された利息を制度運営費に充当することが目的であれば、この既存規定の範囲内で処理できるはずであり、わざわざ特定再資源化預託金等として別途規定する必要性の根拠が本告示案には示されていない。改正が必要である理由を明示すべきである。	本告示案は、特定再資源化預託金等の使途を定めるものではなく、特定再資源化預託金等とすることができる場合を定めるものです。具体的には、使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十八条第一項第五号の規定に基づき、平成十六年経済産業省・環境省告示第7号(使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合)を改正し、自動車製造業者等が利息の額を受け取らなかった場合、当該額を特定再資源化預託金等とすることを定めるものです。
	二、リサイクル料金の割引への優先充当について 現行制度において剰余金の使途として「一定金額以上の剰余金がある場合は将来の自動車所有者のリサイクル料金を割引」という本来の負担者への還元規定が既に存在する。辞退された利息はそもそも自動車所有者が支払ったリサイクル預託金から生じた資金であり、制度運営費への充当より料金割引への優先充当を検討すべきである。この検討がなされたかどうか、なされたとすればなぜ採用されなかったのか、その根拠を示すべきである。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十八条第二項の規定では、特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんした後において、なお主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理法人が定める期間に限り、自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができるものと定めております。本規定に基づく、自動車の所有者が預託する再資源化等預託金の一部に特定再資源化預託金等を充てることについては、引き続き、情報管理センター等に対して出えんした後の特定再資源化預託金等の残額を踏まえ、検討してまいります。
3	自動車リサイクルに関する告示改正案に対し、国民負担の増大と規制の形骸化の観点から反対の意見を述べます。 環境保護や再資源化は重要な課題ですが、その対策が「管理ルールを細分化」と「業者・利用者への負担増」という安易な厳格化に偏っている現状を危惧します。一部の不適切な事例を抑制するために、制度全体を複雑にすることは、結果として中古車市場の停滞や維持コストの上昇を招き、庶民の暮らしをさらに圧迫します。 規制を強めて監視の網を広げる「イタチごっこ」は、真の解決にはなりません。それどころか、がんじがらめのルールは人々の生活からゆとりを奪い、社会全体の閉塞感を強めるだけです。 行政が取り組むべきは、新たな義務やコストを課すことではなく、誰もが無理なく、かつシンプルに資源循環に参加できる「ゆとりある仕組み」の構築です。環境対策を、国民の自由な移動や経済活動を縛るための道具にしないでください。	本告示案は、自動車製造業者等が払渡しの請求した再資源化等預託金にかかる利息の額の全部又は一部を受け取らなかった場合、当該額を特定再資源化預託金等とすることを定めるものであり、御指摘頂いた規制を強めて監視の網を広げるものではございません。引き続き、国民負担の増大や制度の複雑化を招かないよう、制度を運用してまいります。